○境港公共マリーナ指定管理者募集に係る指定管理区域の告示について

平成20年４月17日管理組合告示第４号

境港公共マリーナ指定管理者募集に係る指定管理区域の告示について

境港港湾施設条例第５条第１項の規定に基づき、指定管理者に管理を行わせる境港公共マリーナの区域を定めたので、同条第２項の規定により告示する。

指定管理者に管理を行わせる境港公共マリーナの区域	陸域 （別添図面赤色の部分）	境港公共マリーナ管理棟、竹内南船揚場（Ａ）、竹内南船揚場（Ｂ）、竹内南船揚場（Ｃ）、竹内南船揚場（Ｄ）、ボートヤード、艇庫、多目的広場、キャンプ場、駐車場及びこれらの附帯施設
	水域 （別添図面青色の部分）	竹内南地区西側護岸、竹内南地区南側護岸、竹内南東防波堤南側突端から竹内南防波堤西側突端を結んだ線で囲まれた水域（マリーナ１号桟橋、マリーナ２号桟橋及びマリーナ３号桟橋を含む。）
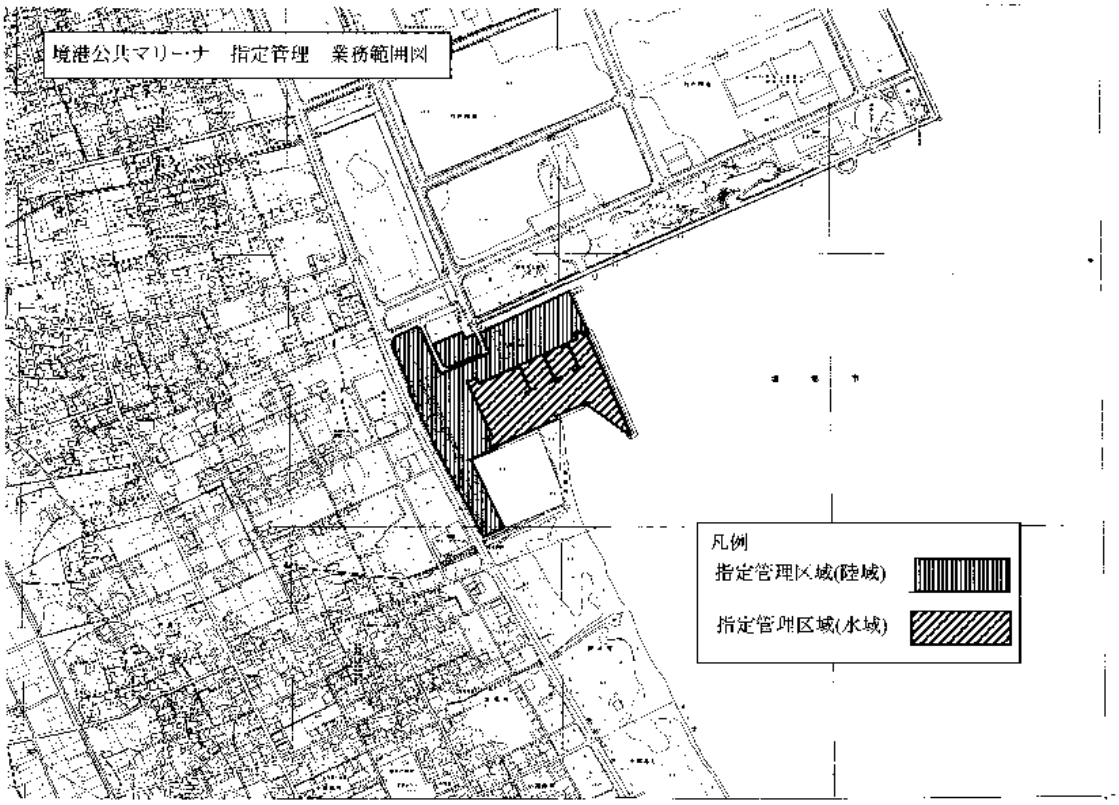
別添図面